

別記様式（第 14 条関係）

（表）

5.5 センチメートル	9 センチメートル
	第 _____ 号 官職 _____ 氏名 _____
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会 社に関する法律第 14 条第 2 項の規定による	
検 査 員 証	
年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効	
国土交通大臣 印	

（裏）

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律抜すい

第 14 条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 19 条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。